

『新入社員マニュアルシート』 令和7年度版 追補

令和 7 年 9 月

社会保険研究所

令和 7 年度税制改正により、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合の特定扶養控除の要件が見直されました。これを踏まえ、健康保険の被扶養者の認定において、令和 7 年 10 月 1 日以降、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の方の年収要件は「年収 150 万円未満」となります。

この見直しに伴い、本シート 4 頁の図表 13 の「60 歳未満の条件」を次のように変更いたします（下線部分を追加）。

図表 13●被扶養者の認定の条件（原則）

	60 歳未満
同居	年収が 130 万円未満*、かつ被保険者の年収の半分未満
別居	年収が 130 万円未満*、かつ被保険者からの仕送り額より少ない

* 令和 7 年 10 月 1 日以降、19 歳以上 23 歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）の年収要件は 150 万円未満となります。